

○総務省告示第 号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項の規定に基づき、平成三十一年総務省告示第四百十六号（地方税法施行規則第三条の三の二第三項、第五条の二第三項、第十条第五項、第十条の二の八第三項及び第二十四条の三十九第一項に規定する情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準）の一部を次のように改正し、令和八年九月 日から施行する。

令和八年九月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第1 用語の定義 〔1 略〕 第2 機構委託クラウド事業者 機構サービスに係るクラウドサービスを提供することができる事業者で、この基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと機構が認め、機構からの委託（他の事業者に対する再委託を含む。）を受けた事業者 第3 機構の体制、規程等の整備 機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項（機構委託クラウド事業者については、4(3)に掲げる事項を除く。）を行わなければならない。 〔1～4 略〕 第4 電子申告等受付システムの環境及び設備 機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項を行わなければならない。 〔1 略〕 2 障害の防止等 電子申告等受付システムの構成機器及び関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、並びに障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。 〔3 略〕 第5 機構における運用管理上の安全性及び信頼性の確保 機構及び機構委託クラウド事業者は、次に掲げる事項（機構委託クラウド事業者については、9及び10(2)に掲げる事項を除く。）を行わなければならない。 〔1～10 略〕 第6 機構委託クラウド事業者に係る事項 1 機構委託クラウド事業者の選定 機構は、原則として政府情報システムのためのセキュリティ評価制度のクラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービスを提供することができる事業者を選定すること。 2 機構委託クラウド事業者との契約 (1) 調達仕様 機構は、クラウドサービスを調達する場合には、機構委託クラウド事業者の選定基準を定めた上で調達仕様に含めること。 (2) 契約 機構は、クラウドサービスを調達する場合には、機構委託クラウド事業者及びクラウドサービスが調達仕様を満たすことを契約までに確認し、調達仕様の内容は契約に含めること。 第7 その他 上記第2から第6までに規定するもののほか、機構及び機構委託クラウド事業者は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティ	第1 用語の定義 〔1 同左〕 〔新設〕 第2 機構の体制、規程等の整備 機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。 〔1～4 同左〕 第4 電子申告等受付システムの環境及び設備 機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。 〔1 同左〕 2 障害の防止等 電子申告等受付システムの構成機器及び関連設備の障害及び損傷を防止し、検知し、及び障害及び損傷に対する対策を図るため、必要な設備を整備すること。 〔3 同左〕 第5 機構における運用管理上の安全性及び信頼性の確保 機構は、次に掲げる事項を行わなければならない。 〔1～10 同左〕 〔新設〕 第6 その他 上記第2から第5までに規定するもののほか、機構は、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群及び地方公共団体における情報セキュリティに関するガイドライ
---	---

ポリシーに関するガイドラインの内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。	の内容を踏まえ、安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	